鳥取県告示第89号

　介護保険法（平成９年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

　平成21年２月17日

鳥取県東部総合事務所長　瀧　　山　　親　　則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上英明	鳥取市末広温泉町566	せいきょう居宅介護支援事業所	鳥取市末広温泉町203	平成21年１月22日